

## 一人親方さん便り

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会

平成26年6月

安全衛生標語入賞作品のご紹介です（陸災防）

テーマ：「健康・快適職場（作業）」連載第5回目

昭和51年「無災害 一人ひとりが みな主役」

昭和63年「健康で 結ぶ 職場と明るい家庭」



### ☆今年の梅雨はなかなか・・・こんな時こそ健康管理！！

梅雨の時季となりました・・・気温も不安定でムシムシ・・・なんとなくうつむいてしまいそうな天気や身体・・・でも！こんな時こそ身体のストレスを抜いてリラックスしていきましょう！

♥梅干しは縁の下の力持ち・・・この時期に気を付けたい食中毒予防にも一役買ってくれます。食中毒菌（黄色ブドウ球菌）や病原性大腸菌（O-157）等の増殖を抑制する作用があります。更に！梅干しに含まれている「クエン酸」には疲れの原因となる乳酸を抑える働きがあり、疲労を感じる物質を体内で作りにくくしてくれます。一粒ぱくっと・・・キューっとすっぱくてその後はリラックス・・・身体にもGOODです♥

### ◆労災豆知識（一人親方さん用）

労災保険って？

#### \*給付基礎日額の選択・加入期間・脱退期間 労災にご注意です。

・一人親方さんに選択してもらった給付基礎日額は、3,500円から25,000円と16種類用意されています。どの給付基礎日額を選択されても、万が一のケガの治療に対する補償は同じです・・・が、病院へ行って治療を受けて、すぐに元気になって働けるのであればどの給付基礎日額でもよいのですが、働けない状態になってしまった場合の補償の金額には差がつきます。

3,500円の給付基礎日額であれば1日2,800円、10,000円の給付基礎日額であれば1日8,000円（いずれも休業を始めた4日目からの支給）の所得補償となります。

・給付基礎日額は1年間変更は出来ませんので、4月1日の更新前（3,500円）に被災したなら、更新後に日額変更（例・10,000円に変更）したとしても、更新前の金額での補償になるので、注意が必要です。

・加入期間中の被災であれば、その後脱退したとしても補償は受けられますが、脱退期間中での別の被災が発生した場合には対応はしてもらえませんので、やはり万が一にも未加入期間が無い方がよいでしょう。

今日も一日元気で健康でご安全に！！

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会 労災事務局  
(安達社会保険労務士事務所)

TEL : 06-6966-4737

FAX : 06-6966-4738

H/P にその他いろいろな情報を掲載しています！H/P <http://www.oyakatar.jp/>